

助成対象経費

事業に必要な経費のみ助成対象となりますが、以下の点にご注意ください。

項目	○ 対象となる経費	× 対象とならない経費
物品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に必要な事務用品、コピー用紙、資材など 事業として参加者に飲食を提供するための、必要最小限の食糧費、材料費 	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人に提供する記念品、福引き景品など 左記の必要最小限を超える食糧費、材料費
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 助成金額の4分の1の範囲内で事業に必要な備品の購入費 	<ul style="list-style-type: none"> 助成金額の4分の1を超える備品の購入費
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> 会議等の茶菓代 	<ul style="list-style-type: none"> 食事代、弁当代など
会場費 光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> 会議室使用料 会議室使用や事業実施に伴う光熱水費 	<ul style="list-style-type: none"> 申請団体の事務所（集会所）等の維持経費 事業分が不明確な光熱水費
謝礼	<ul style="list-style-type: none"> 事業に伴う講師、出演者、協力者等への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> 申請団体の構成員（自治会役員など）に対する謝礼
研修費	<ul style="list-style-type: none"> 事業としての研修の資料代、講師謝礼など 	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修に参加するための交通費、参加費など
その他	個別にご相談ください	

※助成対象とするためには、領収書（写）の提出が必要です。また、交付決定後に事業内容や経費内訳の変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

助成率・助成上限額

助成率	助成対象事業（表面参照）の(1)と(2) （加入促進のための情報発信・啓発事業、自治会等の設立事業）	助成対象経費の 10/10
	助成対象事業（表面参照）の(3)と(4) （未加入世帯との交流・協働や自治会等の運営活性化のためのイベント事業）	助成対象経費の 2/3

助成上限額	本制度の助成を初めて受ける団体	上限10万円
	本制度の助成を2度目に受ける団体	上限5万円

※助成を受けることができるのは、1団体につき2回までです。

※予算に限りがありますので、上限額に満たない交付額となる場合があります。

なお、当制度の改善を検討しておりますので、ご利用いただいた団体におかれましては、事業の効果や課題に関するアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

申請方法等

<申請方法> 各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当または文化市民局地域自治推進室に**事前相談のうえ、所定の申請書類を提出してください。**
※審査有。

<募集期限> 申請を随時受け付けて、予算額に到達次第、受付を終了します。
（50団体程度への交付を予定）

問合せ先	京都市文化市民局地域自治推進室 地域コミュニティサポートセンター（☎222-3098）	皆の輪で暮らし安らく
------	--	------------

平成28年4月発行 京都市印刷物第284108号



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



地域コミュニティ活性化の

取組に助成します

～地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度～

助成対象事業

自治会・町内会等の加入率向上や活性化を目指して、以下のような事業に助成します。

- 自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体（以下「自治会等」という。）に加入していない住民を主たる対象として行う自治会等の活動内容、地域の魅力等の情報発信事業 <情報発信・啓発事業>
例) 加入呼び掛けチラシや啓発物の作成、ホームページの開設など
- 自治会等が存在していない地域において新たな自治会等の設立に向けて取り組む事業 <設立事業>
例) 設立準備会・総会の開催、設立直後の地域活動など
- 自治会等に加入していない住民と加入している住民の交流事業又は協働事業 <交流・協働事業>
例) 交流会、合同イベントの開催など
- その他、自治会等の加入率向上又は地域住民の地域コミュニティへの参加促進に寄与する事業 <運営活性化事業>
例) 地域の若手主体の自治会活性化イベント、勉強会など

助成対象団体

- 京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に定められた、学区単位の「地域自治を担う住民組織」
例) 学区自治連合会、学区住民福祉協議会など
- (1)の「地域自治を担う住民組織」が推薦する団体
例) 自治会・町内会、町内会設立準備会、学区社会福祉協議会、自主防災会、PTA等の各種団体、マンション管理組合など

※助成対象経費や助成率、申請方法は裏面をご確認ください。

こんな取組に助成します！

京都市では、「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づいて、自治会・町内会や学区の自治連合会等による、加入促進等の取組に助成しています。

それでは、具体的にどんな取組に使えるのでしょうか？これまでに取組まれた事業の成果を交えてご紹介しますので、参考にいただき、皆様の地域でもぜひお取り組みください。

パンフレットやチラシ・ポスターで自治会・町内会加入を呼び掛け

自治会・町内会に加入されていない方の中には、「町内会を知らない」「加入するきっかけが無い」「声が掛からない」という方もたくさんおられます。そこで、自治会・町内会や学区の活動内容を紹介し、加入を呼び掛けるパンフレットやチラシを作成して、加入されていない方や引っ越して来られた方にお配りしてはいかがでしょうか。地域の歴史や名所もあわせて紹介すると、地域に愛着を持ってもらえてより効果的です。



加入啓発物を作成

自治会・町内会への加入を呼び掛ける際に、スローガンなどを入れたティッシュ、マグネット、花の種などを渡すと、歓迎の気持ちが伝わって好感度が上がります。また、横断幕のぼり、ポスターなどを作成して掲示することも、加入の気運を盛り上げる方法の一つです。



イベント会場で学区をPR

お祭りなどの地域イベントの会場には、自治会・町内会に未加入の方もたくさん来られます。活動を紹介するパネルを作成したり、加入を呼び掛けるブースを設置するなどにより、未加入の方に地域活動への参加を呼び掛けましょう。



加入世帯と未加入世帯が交流

ご近所さん同士、まずは顔なじみになってから、自治会・町内会への加入や地域活動への参加を呼び掛けるのも一手ではないでしょうか。地藏盆、クリスマス、もちつき大会など、様々な機会を捉えて、加入世帯と未加入世帯が交流する場を作るためにも、この助成制度は活用いただけます。

(飲食を伴う場合は、食材費等に制限がありますので、事前にご相談ください。)



町内会を新たに設立

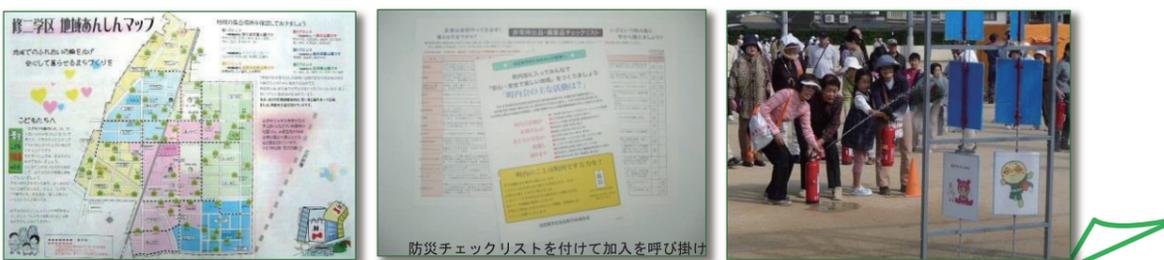
新築マンションや町内会が無い地域での町内会設立も支援。設立準備会や総会の会場代、資料代、設立直後の地域活動の費用などを助成します。



あるマンションでは助成制度を使って町内会を設立し、29世帯が加入。学区自治連合会の活動に参加され、学区民運動会では子ども達が大喜びだったそうです。

防災や安全のための自治会・町内会の役割を強調

自治会・町内会に加入していただくためには、「自治会・町内会が何の役に立っているのか」を具体的に示すことが大切です。とりわけ、震災などの災害時の助け合いや、防犯など地域の安心安全については関心が高まっています。そこで、防災マップの配布や防災訓練の案内などとあわせて「自治会・町内会への加入」を呼び掛けることも効果的です。



ホームページで情報発信

若い世代は、パソコンや携帯電話から情報を得ることが多くなっています。そうした人々に地域活動に関心を持ってもらうため、ホームページを開設している地域もあります。情報の更新などの作業を若い人にお願すれば、地域活動に参加してもらうきっかけにもなりますよ。



助成制度を利用して 地域に新しい活力を！！

多くの自治会・町内会や学区自治組織では、役員の高齢化や活動の担い手不足が課題になっています。この助成制度を新たな担い手探しにぜひ活用してください。自治会・町内会の役員以外の方や他の団体と一緒に取り組んでみれば、地域活動の新しい担い手が生まれ、地域コミュニティ活性化にきっとつながります。

この指とまれ♪

ホームページなどの広報活動やイベントの企画なら若者も協力してくれるかも。「実行委員会」や「チーム」を作って、有志を募ってみてはいかがでしょうか。やりがいを実感すれば、地域活動の担い手にもなってくれるかもしれません。



外と手をつなごう♪

取組によっては、学区自治組織や町内会単独よりも、各種団体やPTA、学生、NPO法人などの市民活動団体と連携する方が効果的です。学区自治組織の推薦があれば、それらの団体も助成申請可能ですので、この機会に地域の輪を広げましょう。

